

高橋和之著「立憲主義と日本国憲法— Constitutionalism and the Constitution of Japan —」有斐閣 2005年10月20日刊を読む

立憲主義と日本国憲法—Constitutionalism and the Constitution of Japan—

1. (1)本書が最も重視した目標は、憲法の基本原理をできる限り易しく説明することである。
(2)読者に憲法独自の思考様式を習得してもらうためには、憲法の基本原理を理解してもらわねばならない。
(3)憲法の基本原理は、憲法を組み立てている骨格である。
(4)憲法には分野ごとに様々な理論が存在するが、それらはすべてこの骨格の上に構成されており、骨格により輪郭を与えられている。
(5)したがって、表層的な輪郭だけ見ていると、その真の意味は見えてこない。
(6)常に骨格と関連づけた理解が必要なのである。
2. (1)日本国憲法を構成する基本的な諸原理は、立憲主義の原理と呼ばれるが、それは日本国憲法を制定した際に突如考え出されたものではない。
(2)起源をたどればギリシャの都市国家にまで遡り、その後中世ヨーロッパに継受され近世を経て近代へと展開する長い歴史のなかで様々な試練を経ながら少しずつ成型され確立するに至ったものなのである。
(3)ゆえに、その意味を真に理解するには、生成史を抜きにすることはできない。
(4)そのため、本書の基本モチーフは、日本国憲法を立憲主義の歴史的展開のなかに位置づけて理解することにおかれている。
3. (1)日本が立憲主義を継受したのは、明治憲法においてであった。
(2)当時、立憲主義は日本では新参の思想で、日本の伝統、日本文化の特殊性に反するものと意識されていた。
(3)しかし、日本の立憲主義も、今や100年を超える歴史をもち、外国文化を積極的に摂取・同化する日本文化の特殊性に支えられて、すでに日本の伝統の一部をなすに至っている。
(4)明治憲法に存在したわずかばかりの立憲主義を日本の偏狭な特殊性によって押しつぶしたとき、あの惨禍を招いたこと、その反省にたって採択した、より完全な立憲主義を基礎にする日本国憲法の下で奇跡と言われる復興と繁栄を実現し、いまや圧倒的多数の国民が立憲主義の理念を支持していることを考えれば、立憲主義が日本の伝統となったと述べても、決して過言ではなからう。

(5) 日本国憲法は日本の伝統を無視した「押しつけ憲法」であるとの主張もあるが、立憲主義という「人類普遍の原理」は、日本人をも含めた人類の伝統であり、日本の特殊性もこの普遍的意義を担った伝統と調和していかなければならない。

4. (1) 伝統は、現実の憲法問題の処理に際して想起し参照することを通じて生き続ける。

(2) しかし、伝統は過去による拘束にとどまってはならない。常に未来に向かって開かれている必要がある。

(3) その意味で、持続的・形成過程にあるものと理解されねばならない。

(4) そのような伝統に基礎づけられた憲法の現実の運用形態が「生ける憲法」である。

(5) 日本国憲法を日々実現に運用していく主体は、我々日本人であり、その運用は我々の憲法理解に従ってなされる。

(6) したがって、「生ける憲法」が真に立憲主義的な内容となるかどうかは、我々が立憲主義の伝統を正しく理解しているかどうかにかかっている。

(7) 本書は、日本国憲法の解釈論の細部にこだわらず、立憲主義の基本的思考方法を叙述することに重点をおいているが、その理由は、立憲主義の伝統の正しい理解こそが、日本の立憲主義の一層の定着を可能とすると考えるからである。

P i ~ P ii

<コメント>

日本国憲法が掲げる「立憲主義」は日本国憲法に規定されてから始まったものではなく、ギリシャやヨーロッパの伝統を踏まえて制定された大日本帝国憲法や、その下で培われた日本の歴史と伝統に培われたものであることを本書は明確に述べています。この「立憲主義」の観点から日本国憲法をどう生かし、発展させるかを真剣に考えていきましょう。是非ご一読ください。

2019年12月17日(火)